

令和7年度第4回瑞穂町地域保健福祉審議会

「地域保健福祉計画専門分科会」会議録

日時: 令和8年1月27日(火)

午後2時～午後3時

場所: 瑞穂町役場庁舎会議室2-1

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 瑞穂町第5次地域保健福祉計画(最終案)について
 - (2) その他
- 4 閉会

出席者【委員】

石川委員 (分科会長)	川鍋委員 (副分科会長)	村井委員	川口委員	森泉委員
町田委員	島崎委員	加村委員	荻野委員	中野委員

欠席者【委員】

辰田委員

出席者【事務局】

青木福祉課長	上出福祉推進係 長	Next-i 株式会 社 中西
--------	--------------	--------------------

公開・非公開の別

公開

傍聴者

0名

会議録

- 1 開会
 - 事務局より配布資料の確認
 - (1) 次第
 - (2) 【資料1】 瑞穂町第5次地域保健福祉計画(最終案)
 - (3) 【資料2】 提出意見に対する見解【意見公募】

- (4) 【資料3】 提出意見に対する見解【書面提出】
- (5) 【資料4－1】 提出意見に対する見解【書面提出2】
- (6) 【資料4－2】 提出意見に対する見解【書面提出3】

2 あいさつ

(石川会長)

皆様、お忙しいところお集まりいただき、大変ありがとうございます。皆様には引き続き、この分科会で意見を述べていただいて、取りまとめをお願いいたします。今日はいよいよ分科会も最終の第4回目です。これまで策定を進めてきた計画案を皆様にご承認いただいて、2月の地域保健福祉審議会に報告したいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

ありがとうございました。続きまして次第の3 議題については、分科会長に議事進行をお願いしたいと思います。石川分科会長、よろしくお願いいたします。

3 議 題

(1) 瑞穂町第5次地域保健福祉計画（最終案）について（資料1）

(石川会長)

それでは議題に入ります。議題（1）瑞穂町第5次地域保健福祉計画（最終案）について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

（資料1及び2に基づいて説明）

(石川会長)

それでは事務局の説明が終わりました。この件について、ご意見等を伺いたいと思いますが、まず私からよろしいでしょうか。

民生委員に関する記述についてです。私は民生委員・児童委員協議会の会長をしておりますが、次世代の民生委員の担い手が途切れないようにする取組みについて挙げていただいたことについて、民生委員協議会としても取り組んでいきたい内容ですので、大変嬉しく思います。

(村井委員)

資料2の1番目の意見ですが、全体として、手続き論みたいな表記になっているので、先に理想とすべき形を示した上で、それを実現させるために、どうするという計画書の構成のほうがいいんじゃないかという意見だと思います。計画書の9ページがもしかしたらその書き方をするチャンスになるかと思います。計画は構造化されていて、第5次瑞穂町長期総合計画という大きなグランドデザインがあり、このグランドデザインに向かってそれぞれの計画、あくまで福祉・保健のところだけに絞って構造化されていますが、その部分がこのような構造体になっていると図で表していますよね。だとしたら、グランドデザインを福祉という方法を用いて実現させるという立ち位置でデザインされてるという表記にしていくことが、バックキャスティングのような視点になるのかなということです。第5次瑞穂町長期総合計画を引用して、それを福祉という方法で実現させるとしたら、まず何が大事で、どういうことをしなければならないのかというような構造的な説明をしてい

けば、この質問に対するより分かりやすい回答になるのかなと思っております。次期計画でいいのですが、この9ページの計画の位置付けに基づき、具体的な展開や目標設定をここに補足するといいかもしれないという提案です。

あと、先程の民生委員さんのところなのですが、読ませていただき、やや内容が薄いと感じました。資料1の123ページ「⑤民生委員・児童委員の活動支援」ですが、「活動環境の整備や負担の軽減、担い手の確保などの支援を行います。」という何らかの目標というのは分かりますが、各論としては具体的に何がされるのか見えない部分があります。例えば担い手を確保するための何かなのか。負担の軽減とするならば、東京都が定めている民生委員活動支援員みたいな民生委員サポーターのようなものを充実させるとか、それとそれ以外の活動環境の整備というけど、例えばICTの導入とか、DXによる記録をより簡素化するなど、もう一步踏み込んで対策があると良いと思います。ただ単独でやれる話でもなく、都民連など色々なところと連携しながら考えなければいけないことかもしれませんが、もう一步踏み込んだ、具体的なものがあるといいかないと思いました。とは言え、これをブレイクダウンして各論にすれば、結果的に何をするのか、その取り組みにおいては具体化しなくてはいけないと思いますので、ここに書かなくてもアクションプランの方で見てもいいかなと思います。

(石川会長)

ありがとうございます。他にありますでしょうか。

事務局に伺います。今回反映できないことについて、中間見直しなど反映できる機会は今後ありますでしょうか。

(事務局 福祉課福祉推進係長)

取組み状況については、毎年2回、審議会を開催し、各担当から報告します。その中で取組みを見直す機会もございます。

(事務局 福祉課長)

先ほどの民生委員の負担軽減の部分については、高齢者福祉課より、夏に熱中症の見回りをこれまで依頼してきましたが、今の夏はかなりの暑さになるので、民生委員が倒れてしまうのではないかとという恐れもありました。そこで、時期を今まで7月の1番暑い時期に回っていたものを、4月ごろから回り始め、5月からもう6月の頭には終わろうという提案をさせていただきました。

担い手の確保に関しては、3年ごとに一斉改選があり、退任される民生委員さんが1人ずつご挨拶されたのですが、本当に素晴らしいお話を聞かせていただきました。60代、70代の方が、民生委員活動を通じて自身が成長できたということを口々におっしゃっていました。さらに、人間関係が広がって、今後の人生が非常に豊かになるような気がするとも話されています。このようなお話を要約して、簡単にまとめたものをホームページに掲載させてもらい、最初は大変かもしれないけど、こんないいことがあるんだよということを紹介し、やりたいなと思ってる人の背中を押したいというようアイデアもあります。その他にも様々な施策を進捗状況報告のところで報告させていただきたいと考えています。

(村井委員)

まさにそれに近い取り組みを都民連が実施しております。年に1回発行される「民生委員活動に関する報告書」というものがまとめられていて、カテゴリー別に民生委員活動で起きるような色々な場面や、民生委員が実際に体験した内容とやりがい、悔しさ、結果は出ていないかもしれないけど、つながりができたような気がするとか、素晴らしい報告書が出ています。これらも大いに活用しながら、やっぱり民生委員のやりがいというものを本人の言葉で、これからの方々にPRするとか、あとは12月1日の最初の研修でまずそういう内容からスタートするとか、前任者の方々の、退任したけれどもこういうやりがいがあったんですよというお話をビデオメッセージでもいいし、ご本人からお話いただくのもいいのですが、そういうところからスタートできたらいいのかなと思いました。民生委員のやりがいと、それから具体的な活動内容と個人情報の取り扱い。この3つのテーマで、本当に毎日のように全国から研修依頼が来ています。やりがいをPRすることは大正解だと私は思います。

(石川会長)

最初はなぜか人はすごく緊張感を持って、どんなことをするんだろうと重圧に押しつぶされていくようなところもあるわけです。私はそれで心理学の勉強したのですが、交流分析という心理学ですが、そういう自分の知識も、少し役に立てればいいかなと思って勉強をしました。そうでなくても、民生委員をやって良かったなと思えるような、そういう活動が皆さんでできるといいなと思っています。

他にご意見ございますか。

(町田委員)

資料2の1番最後の意見に関する見解のところですね。資料1の119ページの取り組みで、「町内で不足する、障害福祉サービスニーズに応じた民間施設等の誘致につとめます。」と追記した箇所について、「誘致」という言葉を使うと、結構町側が積極的に呼び込むようなイメージに捉えられがちかなと思います。前向きな言葉で、非常にいいと思いますが、ただ、逆にそれに引っ張られてしまうことがないか心配もあります。誘致という言葉で、町としても割と積極的に働きかけて呼び込むようなイメージなのかどうかの確認だけお願いします。

(事務局 福祉課長)

確かに誘致という言葉だと色々な意味合いが含まれてしまって、こちらが意図する内容というのは、障害者総合支援法の中で「障害者がより身近な地域で必要な支援を受けることができる」という一文があります。それを障害者総合支援法の中でも目指していくと。色々な施設に通って、サービスを使って、社会との関わりを持つことで日常生活、社会生活を総合的に支援されるという、社会との関わりを持つということが、障害者総合支援法の主な理念の1つです。町の中で例えばグループホームの利用者の支給決定が50名いたとします。ただ、町の中のグループホームの定員数を足した時に20名しかいない。という時に、残り30名の方は町外の施設を利用しなければいけないということになります。100%は難しいかもしれないけれど、せめてそれを7割、8割ぐらいの方が町内の事業所で町外に行かなくても済むような、誘致というところちょっと語弊があるのですが、障がい者の

ための施設を町の中に建ててもらおうというようなことをやっていけばいいかなと思って
います。だから、必要量に見合う施設整備を推進していきますというような言い方で、す
ごく丁寧に説明した方がいいのかもしれない。意見を出された方が誘致という言葉を使
っていたため、そこに引っ張られてしまったと思います。ご指摘いただいたので、表現に
ついては変更したいと思います。

(石川会長)

その他のご意見はよろしいでしょうか。それでは、引き続き事務局から説明をお願いい
たします。

(事務局 福祉推進係長)

(資料3、資料4-1、資料4-2に基づいて説明)

(石川会長)

後半部分について、事務局からの説明が終わりました。この件について、ご質疑、ご意
見等伺いたいと思います。いかがでしょうか。

1つよろしいですか。先ほど若い人たちがあまり見てくれない、関心を持ってくれない
という問題があるというふうに書いてあったと思います。例えばですけれども、スマホを
QRコードにかざすと説明文が出る、あるいは話してくれるなど、そういう例はありませ
うか。村井先生、どうでしょうか。

(村井委員)

あると思います。そういうものを取り入れた効果についてはまだ定量評価をきちんとし
たことがないのですが、方法としてあるのは事実です。

(石川会長)

そんな方法もあるかもしれないなと思いました。だから次期以降、反映できるかどう
か、あるいはする価値があるかないかを検討していただきたいなと思っています。

他にご意見はありますか。

(村井委員)

まず資料3からです。6番、UCLA孤独感尺度につきましては、全国的に自治体で取
り組んでいる1つの尺度として使われているので、他の地域と比べて、瑞穂町が客観的に
どんな状態なのかということの説得材料になるのかなということで、これを導入している
他の自治体と瑞穂町との定期的な違いなど定点観測ができますので、瑞穂町だけの定点的
に孤立感がどれだけ改善されていっているのかも評価対象になるのかなと思いま
す。これはもう継続することが力になるというふうに思われますので、ぜひこのままでい
いのかなと思います。ただし、比較をし続けることが大切です。内部比較だけではなく
て、外部の他の自治体が公開しているものと比較してください。同じ手法で標準化された
技術で、世界的にも孤立と孤独感をする尺度になっていますので、そういう意味では大変
標準とされたものなので、ぜひ似たような大きさの自治体と比較してみただけると同
じ課題なのか、見えてくるかなと思います。

それから、資料4-1ですが、「概要版や広報等の記事を作成する際に公募でいただいた

意見というところで、分かりやすさを大事にしてください。」ということなのですが、概要版を何にするか配布するのかというところを、まずきちんとマーケティングの手法を考えたとき、町民というふうに位置付けていいと思うんですが、町民の方々が手に持ったときに、行政が勝手にやってくれるとか、よく分からない福祉関連団体がやってくれるという、他人事でこれを読んでしまうと、ただの利用者というか、客体化する。主体化しないで客体化してしまいます。なので、あなたも今日からこういうことができるんです。あなたも担い手として、こういうことができるんですと伝えることが大切です。今私が関わっている、横浜の3つの区は概要版に今日からできる自分の第一歩というものを自分でこの計画書に書き込みましょうと言って、概要版の中に私ができる第一歩を書き込んで、それを保存版として意識して活動してくださいというような、自分のこととして捉えてもらうような取り組みをしていきます。ですから、手に持った方がどこか遠くの絵空事みたいなところで何かをやられているのではなくて、私も担い手の1人であるという意識が持てると思います。挨拶だけでもいいです。気になった人をちょっと心配するだけなのです。ただ心配するだけではなくて、声を上げてくれたらいいですよ。いつもの人がおかしいと言って、地域包括に連絡してくれれば、また民生委員さんに連絡してくれれば、そこに支援がつながりますので、町がこういう町であつたらもっといいのにといい思いがあつたら、それを声に上げて、行政に伝えてくれるだけでも、担い手にもなってくると思います。あなたができる地域福祉活動の具体的な第一歩とか、取り組み、取り組む自分の決意とか、この概要版の中にきちんと位置づけられるといいかなと思っています。町民としても役割があるのですということを伝えてもいいと思います。社会福祉法の第1条や第4条にも「生活の主体者であり、自分ができることを持ち」というふうに、市民、住民の参加が期待されていますので、法律の中にも。なので、ぜひそこはやりますとか、我々がやって差し上げますみたいなのではなく、あなたもですよと伝えていい。前向きに一緒にやりましょうということを伝えてほしいと思います。

それから、資料4-2ですが、2番の質問に対しては、担い手不足の解消方法を20年、私は研究してまいりました。結局ですね、2000人、3000人の人にしかまだアンケートを取れてないのですが、結局、あなたが担い手になった原因、理由を教えてくださいと、担い手と思われる人に次々と聞いてみると、ほぼ全員が誰かに連れてこられています。私1人じゃ寂しいから一緒に来てって言われて、気がついたら連れてきた人はいなくなって、自分だけが残ってるという話がほとんどです。でもそこでやめないというのは、最初はやや強制的だったりする中で、連れてこられたりしたけれど、それがやってみるとつながり、大事さ、豊かさとか、そういったところの中で自分にも生きがいにもなるし、そして誰かの助けにもなると分かる。そしてそれが、いいことだというふうに強く感じて、気が付いたら10年、20年もの間、続けているという事実がある。結局これなんだなというのは、今のところの私の研究成果です。派手な広告とか、それからドラスティック事件が起きた時って、担い手が増えるんですよ。孤独死が連続2件起きたとか、子供が誘拐されて殺害されてしまったとかっていうすごいショッキングな事件が起きた時は子供を見守ろうというようなことが始まります。それは絶対逃してはいけないのですが、何かショッキングな事件が起きないと始まらない福祉は非常によろしくない。後手に回っているので、だったら今いる人たちのおせっかい福祉、ちょっとだけおせっかいを焼いて、ちょっとあのいい活動だから来てよって、言えるような担い手の担い手を作るっていう、そして今いる担い手のホストに連れてくれば、担い手の数は倍になります。もうこれしかないと思って

ます。

それから3番ですが、ボランティアの育成については、横浜のモデルで言うと、ボランティアポイント制度というものを作って、見える形で表彰をすることや、社会福祉団体の方で永年の地域貢献活動の方々の表彰はなさってますが、ボランティアさんとして評価をしたり、貢献した人たちへの何らかのアワードというものを用意したり、目に見える成果や、メディアへの露出を上げていくことですね。そういった中で、誰かを支えたと、こうやって自分を評価されるという体験から、自分事になっていけばいいかなと思います。それがボランティアなのかという意見はありますが。もともとのボランティアというものは、自警団から始まったという話で、自分の村や町を自分で守るところから始まっているので、本当は報酬がもらえるからという話でもないとは思いますが、これはこれでありかなと思うので、メディア露出、アワードの設置なんていうものを充実させていただければと思います。

4番目の質問ですが、認知度というよりは福祉活動というものは必要な時に初めて探し始めるというのが本音です。普段自分事ではないので、急に親が認知症になった時に初めて福祉施設探したり、サービス探したりするという、本当に危機感がない場面では他人事です。そう考えると、いざとなった時に何を頼ればいいのかってことさえ知っていれば、知っていなくても、探す方法さえ確実に知っていればいいかもしれないと思っております。そういう意味で言うと、他の自治体も瑞穂町もやっていると思うのですが、生活のハンドブックみたいなものを配付していませんか。困った時に開くハンドブックを、例えば全戸配布して、そこに社会資源とか相談場所とか、困った時にここに連絡すればいいと分かる一冊の小さなハンドブックを用意されていて、それがああるイコールそれは知っていることになりますという誘導をしてもいいと思います。相談先は知らないけど、ハンドブックの存在は知っている。イコールいざとなったら探せる力があるんだというふうに、正直、拡大解釈してもいいのではないかと考えています。皆さんのお手元にこういうハンドブックがあると思うのですが、そこにはありとあらゆる、瑞穂町の生活上で困った時の連絡先、相談先が書かれています。このハンドブックの存在知ってますか、イコール連絡できるか力があるということをアンケートで確認してもいいと思っております。

それから5番目ですが、災害時要配慮者支援の実行性についてですが、令和7年7月に災害対策基本法が改正されたので、個別避難支援計画を作りなさいとはっきりとそこには書いてあります。例えば、横浜は焦ってその取り組みを充実させるために動き始めました。なので、瑞穂町もこれについては直接問題になってくると思います。個別避難支援計画というものを実効性のある形で作りなさいということが要求されているので、そんなところは少しずついいと思うのですが、誰が誰を安否確認し、どういうルートでどこに連れていくのか、もしくは連れて行かないのかという選択肢もあります。在宅での避難というのも方法としてはあるので。横浜の場合ですと、津波の問題があって、避難所に行くよりも自分の家が高い建物だった場合には、上層階に避難した方が安全だということが多数あります。ですから、必ずしも一時避難所に避難するのではなくて、情報だけどこに集めるかということが1番重要です。安否確認として、例えば、手ぬぐいで避難済みと確認する形式訓練することも効果的です。あとは、石川県の地震の時に野々市市という自治体が、「結ネット」というアプリを導入しています。自治会の支援ツールなのですが、防災機能がついていて、いざとなった時に自分は安全ですと、生存してますと報告できる機能を作っています。それで、30分で全員が安全だということを把握できたという実例がありま

した。そういう自治体もあるため、そういうものも今後検討していく必要があるのかなというふうに思います。

もう1個、評価指標の数字がありました。1つだけ気をつけなければいけないことは、評価指標の数値を設定して評価したことが、ここ最近はどういった評価がどんどん進んでいるのですが、1%前後で未達成とか、十分じゃなかったとかという、結論に至ることはすごく健全ではない評価だなと思っています。今度は数字に振り回されてしまう。だから、気をつけなければいけないことは、この数字%を設定するのは悪くないです。ただ、この数字の予言の書通りに行ったか行かないかを、最終的に評価するのではなくて、これは1つの指標で、目標として目指すべきエネルギーをどのくらい割かなきゃいけないかというイメージだと思うんですが、数字が達成しなかった。0.1%達成しなかったから未達成とか。0.1%増えたから達成だとかって、こういう評価の仕方は健全ではないっていうことだけは、この段階で私たち全員が認識しておきたいです。大幅に下回るとか、大幅に上回ったとかを見ていけばいいので、あんまり精緻性を追求するものではない。これだけは共通認識を持っていた方がいいかなと思いました。ただ、設定することは悪いことでは全然ないので、やり方としては2つあって、上げ幅としてのパーセンテージを何%以上、努力目標として何%以上を目指すという表現にすると、比較的難しくない場合もあります。何人以上ぐらいを目指すとかですね。だから2%以上の向上を目指すとか、3%以上の向上を目指すとかという表現でもいいかなと思います。

(石川会長)

他にご意見はありますでしょうか。

例えば子育て支援ガイドブックはよく利用されてるとか、そういう指標はあるんですか。

(事務局 福祉課長)

子育てハンドブックは新生児受付で渡します。障害分野でもありまして、それを見れば町の障害福祉が全部わかるようにという気持ちで作っています。自分が何級とかを当てはめて何のサービスが使えるか、適応表があり、それが何ページに書いてあるかというような表を、結構力を入れて作っています。障害だけでなく、各分野で、福祉の場合は高齢者版もありますし、子育て版もあります。あと障害者版。この3冊を、用意しています。本の後ろの方に簡単な地図をつけて、初めて転入された方でも町の中にどのような施設があるのかイメージしやすいように作っています。

(村委委員)

例えば、「これをきっかけにご覧になっていただいて、役に立つと思いませんか」というような質問で「思う」と言った瞬間、その人も含めて、認知度としてしまえばいいと思います。

(事務局 福祉課長)

内容はかなり充実してると思います。以前、羽村特別支援学校の先生がいらして、この冊子について、これはすごいですよねと言って褒められたこともあるんですよ。この情報量はすごい、凄まじいですねということ言われました。それが障害者の方にどれだけ利用されているか、便利なのかということはまだ分からないのですが。

(村井委員)

それをとにかく周知することが、むしろ各論の話よりも、大切になってくると思います。

(事務局 福祉課長)

力を入れて作っているにもかかわらず、町のホームページに掲載していなかったもので、すぐ載せました。

(村井委員)

電子ツールになると、今度は2次利用ができるようになって、音声リーダーで読んだり、色々な形で再利用したりできるようになるので、大変重要だと思います。

(石川会長)

ありがとうございます。他にご意見、ご質疑等ありますでしょうか。お願いいたします。

(島崎委員)

暮らしの便利帳について、ホームページから見させていただき、タイトルが2023となっていたのですが、これは何年ごとに改訂していますか。また全戸配布という形になっているのでしょうか。私も町民なので、確かに便利帳って何年か前に来たな、というのは思いましたが、皆さんが大事に電話帳とかと一緒に保管されているのか疑問です。私自身も、暮らしの便利帳を見れば、何でもわかるんだ、という認識が今までなかったもので、どういう間隔で出しているのかということをお聞きしたいと思います。

(町田委員)

暮らしの便利帳は、町が主体で、財源として色々なところから広告収入をいただいて作っています。毎年更新はしていないので、次の更新予定は確認が必要ですが、ホームページにも載せています。各家庭に配られた時に、どのように使われているかまでは追い切れない部分もありますが、例えば電話帳と一緒に保管していただくことや、今は電話帳ではなくスマホから情報を取られるケースも多いかなということで、暮らしの便利帳に限らず、各種計画書もインターネットにて確認できます。紙ベースの方はなるべく無駄のないように少し削っている面もあります。必ずしも、全世帯に冊子を配ることが、是ではないというところも、全体的な話の中では出てくるというふうに思います。ホームページにそういった情報を確実に載せていくということが大事なのかなと思っています。次の更新時期については、明確な情報を持ち合わせてなくて申し訳なかったです。便利帳に関する考え方について、少し曖昧ですが、そういった回答になります。

(川鍋委員)

高齢者ですと、スマホとか持っていない、使いこなせない方も多いですから、やっぱりぱっと見て分かるものはもっとあってもいいと思います。

(町田委員)

今お話いただきましたようなご意見も、作る冊子の種類によると思いますので、どなたを対象にしているかとかによっては、紙で全家庭に配ることも必要だと思いますし、伝え

る情報の対象者によって、役割を分けていきたいと思います。

(石川会長)

例えば民生委員が見回りでお年寄りのところに持って回るといのも考えたのですが、すごく重くなってしまうので、高齢者支援センターとか、社会福祉協議会とか、西多摩くらしの相談センターとか、そういう場所の電話番号を伝えれば足りるよねというふうに思いました。

他にご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは皆様のご意見をいただきまして、説明が終わりました。全ての議題が終了しましたので、これで、本日の進行役を降ろさせていただきます。大変ありがとうございました。

(2) その他

(事務局 福祉推進係長)

今後の流れについて説明させていただきます。今回お示ししました計画の最終案ですが、今日のご意見等も踏まえて、修正を行います。2月13日に地域保健福祉審議会が予定されていますので、これまでの専門分科会での審議状況の報告を行います。計画の策定を審議会に諮問しているものになりますので、その答申という形で、石川会長から事務局へへ答申書をお渡しいただくということを予定しております。よろしくお願いいたします。

4 閉会

(事務局 福祉推進係長)

長時間にわたりまして、ご意見いただきまして、大変ありがとうございます。この専門分科会ですが、第5次地域保健福祉計画策定のために組織された分科会でございます。本日の第4回をもって終了となります。分科会委員の皆様には、ご多忙の中この専門分科会にご出席いただき、またご意見をたくさんいただきまして、大変ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして、第4回地域保健福祉計画専門分科会を終了させていただきます。